

平成28年度
第3回公共事業評価専門委員会
会 議 録

日 時：平成28年10月24日（月）13：00～17：40
平成28年10月25日（火） 9：30～12：05
場 所：本庁舎8階 共用会議室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	横 田 弘	北海道大学大学院工学研究院教授
副委員長	内 田 賢 悦	北海道大学大学院工学研究院准教授
委 員	庄 子 康	北海道大学大学院農学研究院准教授
委 員	玉 堀 ひろ子	玉堀司法書士事務所
委 員	野 呂 美 紗 子	(一社)北海道開発技術センター調査研究部主任研究員
委 員	山 本 忠 男	北海道大学大学院農学研究院講師

【事務局(北海道)】

総務部行政改革局行政改革課主幹

保崎 正弥

建設部建設管理局建設政策課政策調整担当課長

縄田 健志

建設部建設管理局建設政策課主幹

栗原 伸二

ほか

【10月24日（月）】

1 開 会

2 議 事

公共事業再評価地区の審議について

《水産林務部所管事業》

○庄子委員担当地区（専決地区）

【水産林務部森林整備課】

調書番号

「07-04 林道整備事業費 佐女川」

「07-05 林道整備事業費 二風谷」

「07-06 林道整備事業費 西川ペラリ」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

《 審 議 》

【庄子委員】（補足説明）

特に問題がないので、専決とした。

《 質 疑 》

特になし

○庄子委員担当地区（審議地区）

【水産林務部森林整備課】

調書番号

「07-03 林道整備事業費 総学」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

【庄子委員】（補足説明）

計画している終点付近の地形が、地すべりで動いていることが確認されたので、終点予定箇所を変更した。

思い切って、現在の開設したところまでで、事業中止をした方が良い場合も考えられると思ったが、実は今後の計画路線の方が、利用量が多いとの説明であったので、わかりやすく費用対効果の数値で示してもらった。

事業計画全線の費用対効果は、1.83 で、今後の計画路線部分だけの費用対効果は、3.33 だったので、これに関しては納得した。

ただ、もし 3.33 ではなく、0.99 だった場合、事業を止めてしまった方が良いのか、それとも最初に全体としてやることになっていたのか、そのままやった方が良いのか、この辺が議論になるかと思い専決にはしなかった。

《 審 議 》

【野呂委員】

この路線の場合、終点まで行かないと効果が得られないと理解したが、そうじゃない場合どうするのか。

【庄子委員】

今後は、あるかもしれないということ。

【野呂委員】

途中までやって、途中で判断をするということは、これまでもあったのか。

【総務部行政改革課】

なかったと思う。

【野呂委員】

全部やった方が、B/Cが高いとかを考える必要があるのか。

【総務部行政改革課】

B/Cだけの判断であれば、考える必要があるが、評価は総体的に判断すべきもの。

【庄子委員】

今どうするではなく、今後考えなければならない。

この路線は、現在の既設のところで止めてしまうと、この先の土地所有者から、当初の話と違うと言うことになり、地域的な軋轢などを考えると、最後まで事業を行うことも一つの考え方である。

【横田委員長】

終点が変更になることに地元の反対はないのか。

【水産林務部森林整備課】

ない。

【横田委員長】

現在の既設のところ、現在の事業を止めてしまって、残りの部分は別の新規事業で林道を付ける方法はないのか。

【水産林務部森林整備課】

そういう方法はない。

現在の事業で実施するという事は、町長を始めとした地元の合意形成もある。

【横田委員長】

現在のところで事業を止めると、林道全体としていろいろ問題があるので、終点まで事業を実施することにする。

よって、事業継続に係る今後の対処方針については、妥当とする。

○全員評価地区

【水産林務部森林整備課】

調書番号

「07-02 林道整備事業費 京極」

(事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明)

《 審 議 》

【庄子委員】

分収造林契約の話があったが、誰が森林整備のお金を負担するのか。

【水産林務部森林整備課】

森林整備のお金の負担は、国立研究開発法人森林総合研究所東北北海道整備局である。

植林、下刈り、保育、間伐等の事業を担うのが、そらち森林組合。

奈井江町は、土地所有者としての地上権の設定や事業推進のための調整等を行う。

その後、伐採木の売り払い代金を3者で契約した割合に応じて分収する。

【庄子委員】

その分収契約に基づく費用の負担とか3者の収入とか、評価調書のどこの算出に入っているのか。

【水産林務部森林整備課】

分収造林は、林道の利用区域内で行われるものであり、林道整備事業とは別物の事業であるため、評価調書の計算には入っていない。

【庄子委員】

林道を造るのは誰か。

【水産林務部森林整備課】

北海道が事業主体。

分収契約での造林施業は、この林道の利用区域の中で行うもの。

【庄子委員】

この分収契約に基づく造林施業をやるという前提で、林道を造ることになっているのか。

【水産林務部森林整備課】

結果として、林道を付けた場所で、造林施業をやっていただく。

林道整備の計画があって、分収契約までつながっている。

【庄子委員】

費用対効果の費用の便益の中に、分収造林が入っているのか。

【水産林務部森林整備課】

入っている。

【庄子委員】

分収契約による造林施業をやるのが、費用対効果の計算に入っている。

結局、二階建てみたいになっていて、林道を造ることの上に分収林が乗っている。

聞きたいことは、林道整備事業と森林施業がセットになっていないので、林道を造ったけど、森林施業はやらなかった等と言うことはあり得ないのか。

【水産林務部森林整備課】

計画されているので、あり得ない。

【玉堀委員】

要するにこの林道がないと、この山は利用価値がないという事。やっていかなければならない事業に入る。

さらに、前回の評価で幅員を減ずる見直しを行い、効率的に行ってきている事情もあるので、これ以上見直しを行うのは厳しいのでは。

【野呂委員】

B/Cが、2.15 から 1.21 に結構下がっている説明が、マニュアルの変更とのことだが、計算方法の変更点を備考欄に書き足した方が、一般の人でも理解しやすくなる。

【水産林務部森林整備課】

理解しやすいような表記にする。

《 当該地区の対処方針 》

【横田委員長】

当該4地区の対処方針については、「事業継続は妥当」で承認。

《 建設部所管事業 》

○玉堀委員担当地区（専決地区）

【建設部河川砂防課】

調書番号

「08-23 急傾斜地崩壊対策事業費 釧路高山2」

「08-14 河川総合流域防災事業費 ポンニコロ川」

「08-15 河川総合流域防災事業費 ルクシニコロ川」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

【玉堀委員】（補足説明）

釧路高山2地区は、この辺りが非常に地震の多い地区だが、調書には地震についての記載がないが、構造物の設計の際に震度についても計算に入っており、持ちこたえられるようになっているとのこと、計画どおり進めていただきたい。

河川2地区については、総合計画での位置づけというところに、北海道自らの脆弱性

の克服という項目があり、これにつきると思う。

小さい川だからということで見くびらずにきちんとやっていくべき。

《 質 疑 》

【庄子委員】

例えば合流先となる国が管理する常呂川で、この前の水害を受けて流下能力を上げるというようなことがあった場合に、この事業の流下能力の計算にも影響するのか。

【建設部河川砂防課】

国が管理する下流区間の変更については、上流の河川に直接影響することはない。

また、この当該河川事業を開始する際に、こちらの川の水を下流の方で受け入れられるかといったことについては、下流区間の管理者である国と協議して進めており、そういった支障はない。

○玉堀委員担当地区（審議地区）

【建設部河川砂防課】

調書番号

「08-07 広域河川改修事業費 尾幌川」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

【玉堀委員】（補足説明）

本地区は、早期に完成を求める声があるとしながらも、一方においては調整に時間を要しており、地元対策について一考を要するという点で審議地区とした。

《 審 議 》

【庄子委員】

事業推進の要望書には水産関係の団体も入っており、こういう状況になった時に中で調整を図ってくれないのかという疑問と、もう一つは進捗状況において、この状況は正直実施に支障をきたしているという風に思えるが、若干の遅れは見られるものの対処可能であるといえるのか。

例えばこの調書を地元の漁業者が見た時に、道では対処可能であると考えていると思われてしまって良いのか。逆にこの状況が実施に支障をきたしているという風に道は考えているとすると、漁業者もそれなりの対応が期待できるし、こういう風にかなり厳し

い評価をされているので、地元の関係者の方も色々配慮して一緒に考えてほしいという風に出した方が良く考えるがいかがか。

【建設部河川砂防課】

地元との協議状況についてももう少し詳しく説明すると、被害が発生した平成 21 年 3 月以降は、工事中だった箇所を平成 21 年から 23 年にかけて漁組など地元と協議しながら完了させている。

その後 24 年から 27 年の間は、現地のモニタリングを行い、漁組と役場と 7 回にわたり回復状況や今後の工事について協議を実施してきたところ。

そういった協議をしていく中で、今年 6 月に前年の調査結果をもとに、事業の再開に向けた意見交換等を実施しており、地元の昆布森漁組には回復してきている状況などを調査結果のほうから確認をしていただいている。

漁業関係者の方とは、こういった合意形成を図りながら再開に向けた話をしており、再評価調書が公表されたとしても、特段支障になるものではないと考えている。

【玉堀委員】

工事を再着工していくとまた濁水が発生する可能性があると考えますが、昆布などの一番成長する時期は避けるなど、細かいところの協議までされているのか。

【建設部河川砂防課】

年間の中で工事を行う時期については、特にこういった河口に漁場などがあるような河川については、工事前に漁組等と協議をしながら進めている。

この河川も出水がある前から協議を行い、施工時期については 12 月、1 月から 3 月の間に行うことで合意形成が図られて実施してきた。

そういった中で、3 月の融雪時期に雨が降り、例年にないような出水が発生してしまったのが今回の始まりとなっている。

工事再開に向けては、同じような時期に施工することになると思うが、掘削については一気にせず少し時間を空けるなど、進め方を工夫しながら施工し、濁水がゼロというのは無理だが、漁業者の理解をいただきながら進めていくよう考えている。

【玉堀委員】

濁水が発生するところは時期をみて少しずつやるとか、工夫をしながら丁寧な方法で進めていただきたい。

【野呂委員】

施工箇所が下流地域と上流地域の 2 箇所に分かれているが、中流地域はどうなってい

るのか。

【建設部河川砂防課】

上流部の地区に大きな市街地があり、こういったところで浸水被害が起きたことから、先にこの区間を事業化した。その後、下流地区も農地の浸水被害を受けていたため事業化しているが、中流部については、土地利用が少なく山間部で区切られている区間であるため、事業効果のある箇所を優先して整備するという考えで計画している。

【野呂委員】

上流部で河川改修しても中流部に影響はないということは確認されているのか。

【建設部河川砂防課】

確認している。

《 当該地区の対処方針 》

【横田委員長】

当該4地区の対処方針については、「事業継続は妥当」で承認。

《 休憩 》

○野呂委員担当地区（専決地区）

【建設部河川砂防課】

調書番号

「08-09 広域河川改修事業費 福島川」

「08-13 河川総合流域防災事業費 中の川」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

【野呂委員】（補足説明）

福島川は、福島町市街地を通る川で、その河口部で氾濫が発生しており、非常に重要な場所の工事であるなど必要性を現地で確認し、妥当と判断した。

中の川は、度重なる河川の氾濫で地域からの要望を踏まえ、二級河川へ昇格し道で整備を進めている河川で、河口の付近では住宅地が低く、河川の増水によりかなり被害が起きているといった状況を確認し、B/Cも2.72ということ、極力橋梁を架け替えないといった努力もされていることなど、これらを考慮し必要性は高いというふうに判断

した。

《 質 疑 》

特になし

○野呂委員担当地区（審議地区）

【建設部河川砂防課】

調書番号

「08-04 広域河川改修事業費 厚沢部川」

「08-05 広域河川改修事業費 太櫓川」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

【野呂委員】（補足説明）

厚沢部川も太櫓川も実際に現地を確認したが、どちらも2百数十億円という非常に事業費の高い事業で、今回の増額も20～30億円と高額であり、事業の必要性がないという訳ではないが、近年浸水が起きている場所もあるので、これを全部進めてこの予定の年度でやっていくことについてどう解釈したら良いかということなど、ご審議いただきたく審議地区とした。

【横田委員長】

増額についてなのか、何の議論なのか今ひとつはっきりしないが。

【野呂委員】

事業費の増額が約30億円になるが、範囲が非常に広い事業であり、この地区全てで100%の効果を得るための事業をするのが妥当かといったところの必要性について、どのように解釈すればよいかについての議論が必要と考えた。

【横田委員長】

非常に額が大きいのでどうなのかといったところかと思う。各委員の意見を伺う。

【庄子委員】

河川改修に係る橋の架け替えについて、太櫓川の二俣川地区で、町の無名橋を3本連続して架け直すことになっているが、架け直す必要性について住んでいる住民の数やあるいは将来の推計などをどう考えているのか、あるいは架け替えた橋は町が管理すると思うが、町はどのように考えているのか。

【建設部河川砂防課】

事業を進める中で、橋梁の管理者と協議をしながら、現在あるものを全てそのまま改築するのではなく、統廃合についても相談しながら進めており、その結果地元で今後必要だというものについては改築するという考え方をとっている。

【庄子委員】

太櫓川でも、実際に統合するところはあったのか。

【建設部河川砂防課】

話にあった町道橋については、河川改修工事がまだ先であるため具体的な協議はしておらず、実際に架け替えが近づく段階で協議を実施していくよう考えている。

【庄子委員】

今後、統廃合が実施される可能性もあるが、現在はまだ解らないということか。

【建設部河川砂防課】

はい。

【玉堀委員】

橋が統合となったら、予算は減額するのか。

【建設部河川砂防課】

今後の変更のタイミングで、その費用は減額することになる。

【野呂委員】

増額についての審議して欲しいと話をしたが、労務単価の変更が一番高いということで、労務単価の推移を見ていくと、前回再評価の時が一番低く、東日本大震災の影響だと思うが、その後どんどん伸びて行っている状況がある。

そこは見ないのか、そこも含めて考えるのかといったことが私の中で判断しかねたので、何十億以上変わるのであれば事業を再検討するかそういった決まりが必要なのかもしれない。その辺について皆さんのご意見をお聞きしたい。

【横田委員長】

変更の要因はどうであれ、10億円を超える変更があると委員会に出てくる。

【野呂委員】

過去に洪水が発生し被害も出ているので、この事業は必要ないということではないが、例えば林道の事業は、他の事業に予算を回したのでこの何年間やらなかったという話もあり、そういった判断が今後必要なのか考える必要があると思う。

予算がないというのは統一した見解だと思うが、と言いつつもいろいろな災害が多く発生し、河川含めどういう優劣つけていくのか、また、この単体の事業だけではなくて全体としてもどう判断していくのかということを考えていく必要があると思う。

【総務部行政改革課】

そうなってくると、評価を受けている地区だけではなくて総体で考えなければならなくなる。

【野呂委員】

それはどこか別のところで考えているのか。

【総務部行政改革課】

こういった予算状況が事業費に影響してきているのはここ数年の話で、事業担当部ではできる限りメリハリをつけた配分をしていると聞いているが、事業を途中で止めるというのは特に防災系の事業では厳しいと聞いている。

また、国費が入っている事業で配分そのものは国からされるため、事業者である自治体の裁量で出来ないところもあり非常に苦慮している状況がある。

これらのことが課題であるのは間違いないが、この評価委員会の中で方向性のようなものを決めていくのは難しいことと考える。

【野呂委員】

河川改修は下流から 100%でやっていくと時間もかかり、上流部の氾濫などが困るので、まず 30%なり 70%なりの暫定改修をやっていくという話だったが、どこかの段階で、例えばここ以上は 70%でいいとか、そういったような議論も出てくるのではないかと。

調書や現地を見る限り、被害も発生しており個々の事業の必要性は解るので、単体の事業だけでなくトータルでというところは考えずに、一つ一つ事業毎に考えていくというものでよいのかどうか。

【横田委員長】

河川整備事業全部、北海道としての全体の中での位置づけなど、トータルで考えている。

【建設部河川砂防課】

北海道全体の河川整備事業の進め方としては、近年被害を大きく受けていることなどを考慮し、箇所毎で配分を考えていく形になる。

厚沢部川や太櫓川のように規模が大きい事業では、野呂委員の話にあったように、下流から最終的な100%の能力で整備していくと、上流の方で被害を受けたところがなかなか解消されないといったことがあるので、暫定的な改修により少しの効果でも上流の方に延長を延ばすような進め方により、流域の安全が地域全体で上がっていくように工夫している。

先ほど話のあった100%がいいのか、最終的に70%に落としてはどうかといった検討は、元々事業を計画するときに、目標とした洪水を解消するとしたところから始まっており、必要性が変わらなければ、そのまま最終的には100%で改修することになる。

今回のように規模が大きい事業では、物価等の上昇により何十億という大きな額の増額となるが、再度算出したB/Cでは費用対効果があるということも判断材料の一つとしている。

【野呂委員】

現地視察の際にも話したが、実際に河川が改修されたことによって、比較的大規模の雨があっても大丈夫だったといった、効果的なことを把握して道民の方に示していくことが、事業の必要性を説明する上で必要かと思うので、今後検討していただきたい。

【庄子委員】

この委員会は、出された資料に関してどうかということを判断する場であって、予算配分などに関しては判断しなくて良いということは確認しておきたい。

つまり、私として怖いのは、出てきた事業に対し、例えば事業費が30億円増額になったがB/Cは超えているということで、どんどんOKを出していったら、最終的にお金が足りなくなって破綻してしまったということになりかねないということ。

それを誰かが調整されているのであれば、我々は、出てきたものに対して、良いとか悪いという判断できるが、その辺りが解らずずっと気持ち悪く感じている。

【総務部行政改革課】

地区ごとに必要性を判断していただいているが、事前評価も再評価も同じだが、次年度の予算要求に反映させるということがあり、全く予算と無縁ではない。

ですから当然予算も考えながら審議していただくことになるが、予算となると全体を見ないとなかなか話ができないところもあるので非常に悩ましく感じしており、このことを考えると、今やっている再評価はそこまで求めているものではなく、地区としての必要性の話がメインとなるということは話さざるを得ない。

【横田委員長】

道がやられている全体計画の位置づけの中で、この事業の位置づけを明確にして事業をやるよといった付帯意見を今までつけたようなことがなかったか。

または何かやるとどこかに影響があるので全体を考えてというような意見もあったかと思うが。

【総務部行政改革課】

それは海岸事業全体の意見かと。

【横田委員長】

河川はそのような意見はなかったか。

【総務部行政改革課】

そこまで広い意見はなかったと記憶している。

【内田副委員長】

太櫓川では、下流側の 90%に近いところからスタートしているが、それを大体 50%ぐらいで最初からやっていくってというような発想もあっていいのではないか。

今の前提としては、消費税率は変わらない、人口も変わらないとしているが、2017 年にはかなりの確率で消費税は上がりそうで、明らかにそういう不確実性がある時に事業の進め方として、下流から 100%でやっていくよりも、50%のところから全部やってからもう一度という考え方はあるのかと思っている。

将来人口の推計で、人口が少なく明らかに減っているようなところも、現在の人口のまま評価しているというのは違和感があるし、予算の不確実性があるのも承知しており、悩ましいところかと感じている。

【建設部建設政策課】

予算配分はあくまで道庁側の責任と受け止めていただいて結構で、全体での位置づけとしては社会資本整備重点化方針の中での位置づけとなっており、道庁全体の中で、例えば道路と河川という事業が複数あり、その中でどれを優先するのかといったことは道庁の責任として方針の中で定めている。その中で効率的な運営は図られているという認識を持っていただいて結構だ。

委員の皆様方には、個々の事業でこういったやり方について経済効果が高いのかなど、そういった議論を十分にやっていただければと考えている。

【横田委員長】

ということか。

【建設部建設政策課】

但し、予算配分の責任はあくまで道庁側にあるという位置づけで、参考意見として予算の重点配分が必要だといったことをいただくことは結構かと考える。

【庄子委員】

最近、難しいポンプの交換とか建屋はどうするといったことがあり、個別の事業だけ見れば判断は出来るが、本当にその周りは大丈夫なのかといった疑問が生じている。

本当にその事業だけの判断でいいのかと気もしており、疑問がこう募ってきたというか、不安が募ってきたという気がしている。

【総務部行政改革課】

老朽化対策が増えてきており、その公共事業評価への反映というのを考えていかなければならないが、今回の地区のような継続事業がまだたくさんあるので、並行して考えていくしかないと考えており、今後の検討ということにさせていただきたい。

【横田委員長】

これは道庁の責任において、考えていただくしかない。

以上で方向性の議論は終わりにする。

《 当該地区の対処方針 》

【横田委員長】

当該4地区の対処方針については、「事業継続は妥当」で承認。

○布川委員担当地区（専決地区）

【建設部河川砂防課】

調書番号

「08-16 通常砂防事業費 オキリカップ支流川」

「08-18 通常砂防事業費 右の沢川」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

【総務部行政改革課（布川委員の意見報告）】

オキリカップ支流川は、過去に土砂災害が発生したことや近年でも豪雨や融雪出水の

度に浸食が発生しているなど、今後の出水により土砂災害が懸念される。

既設護岸の再利用ができないことが判明し、当初計画から予算が膨らんでいるものの、流路まで人家・農地が迫っており、防災上重要な事業であり、計画どおり継続すべきであると判断する。

右の沢川は、市街地に近い土石流危険渓流であり、土石流発生の危険性が高いことから、防災上重要な事業であると考えらる。

堰堤の基礎形式を変更する等、強固な堰堤を設置するため事業費の増加がなされているものの、防災機能の発揮を考えるとやむを得ないことから、継続して事業をすべきである。

ただし、渓流内に絶滅危惧種の甲殻類の生息が予想されるため、生息場所保全に十分に配慮しつつ事業を進めていっていただきたい。

《 質 疑 》

特になし

○布川委員担当地区（審議地区）

【建設部河川砂防課】

調書番号

「08-17 通常砂防事業費 居辺川」

「08-21 火山砂防事業費 ペレケ川」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

【総務部行政改革課（布川委員の意見報告）】

居辺川は、これまで軟岩が露出している箇所があって、その周辺では河床低下が生じている。また、従来からの河床低下に加えて今回の台風に伴う洪水により、橋梁付近の河床低下が進んで橋梁に影響を与えている。このような被災を未然に防ぐためにも河床低下区間に横断構造物等を設置する場合は、横断構造物による水頭差等から生じる河床低下量に十分配慮しつつ、事業の進行を進めていただきたい。

さらに事業中、あるいは事業後の縦横断形モニタリングに注力されることを期待する。

ペレケ川は、本河川は世界遺産知床地区に位置し、更にカラフトマスの産卵も確認されている。そのため下流部の流路工区間を多自然川づくり等の生物環境に配慮した改修を可能であれば検討していただきたい。

《 審 議 》

【横田委員長】

布川委員の報告に対して、河川砂防課から何かあれば伺う。

【建設部河川砂防課】

居辺川に関しては、横断構造物の施工の際の注意意見ということで、事業実施の際は相談しながら進めていきたい。

ペレケ川の流路工区間のカラフトマスの対応については、普通河川の工事の可能性もあるが、道の工事であればそういった配慮も考えていく。

【内田副委員長】

両地区とも計画変更が2回あるが、1回目は消費税が増税された後だが、単価アップや消費税の記述がなく、2回目の平成28年度の変更時に資材・労務単価の上昇とあるが、変更の時期がずれているような感がある。

【建設部河川砂防課】

1回目の変更の中にも資材・労務単価等の上昇分が入っているが、他の変更理由の方でウェイトが大きかったためそちらを記載している。

2回目の変更については、単純に資材や労務単価アップの分しかないため、そのような記載となった。

【内田副委員長】

これを見る限り、大震災が23年に発生して、今頃になって急激に単価が上がったような感じを受ける。実態としては消費税増税と労務単価の上昇についてはタイムラグがあるのか。

【建設部河川砂防課】

震災後の需要が増えたということで、24年くらいから上がってきている。

【内田副委員長】

ということは27年の時には単価の上昇が解っていたのではないか。

【建設部河川砂防課】

27年の変更時に、着手後からの増分は反映しているが、理由欄には表現がされていないということになっている。

【内田副委員長】

了解した。

両事業とも同じだが、当初は図上ではじいた金額で事業計画を立てており、変更の時には現地の調査などの結果、当初の倍ぐらいの事業費になっているが、積算能力的に問題があるといえないか。

【建設部河川砂防課】

施設の規模や基数などは、当初の計画時点では粗い図面になってしまうので。

【内田副委員長】

当初の計画時点では現地調査はしないのか。

【建設部河川砂防課】

現地調査は入るが、間隔がかなり粗い横断図と精度の低い平面図で計画を行い、事業着手後に交付金事業として国費を使い、ボーリングなどの調査設計や詳細な構造物設計を行うため当初計画と差が生じ、また当初予想していない施工時期の限定などにより、事業費の変更が生じる状況となっている。

【内田副委員長】

当初の調査にもう少しお金をかけて、精度の高いもので計画を立てられないのか。

【横田委員長】

本当はそれがいいのだろうが、事業が採択されないと測量試験費が付かず、精度の高い調査ができないというのが一般的なのだろう。

【建設部河川砂防課】

計画段階では道の単独事業によるが、非常に少ない予算で調査を実施し、計画を行うこととなる。

それについて全く精度がないということはないが、全てが網羅されていないという部分もある。

【横田委員長】

努力目標ということをお願いする。

【庄子委員】

ペレケ川の調書に貴重猛禽類の具体的な記述があるが、実際にここに営巣していたかは解らないと思うが、環境省の方としては営巣の場所は公表しておらず、こういう書き

方をすると、不用意に誰か探しに入ることが危惧されないか。

また、居辺川の今回の進捗状況がaの概ね予定どおり実施しているとなっているが、自然保護団体は話し合いにも応じないと言いつつ、一方では問題なく予定どおりに進むと見込みという資料を公表して問題ないのか。

【横田委員長】

自然保護団体との問題はクリアされていなく、反対されている団体が1つは少なくともあるということなので、本当に着手できるかどうか非常に疑問である。

【建設部河川砂防課】

何回も文書のやり取りを行っているが、ある程度同じ質問が繰り返されてきている状況で、その他の団体等もいろいろな意見を持っており、川づくりワーキングの場で併せて協議を進めたいとの話をしているが聞き入れられない状況。

概ね大勢的なものは了解を得ているという判断で進めていて、ワーキングでの議論の中身についてはホームページ等で公開しており、自然保護団体の方でも認識しているので、意見や質問等には対応していくよう考えているが、今回の雨と同じような雨がいつ降るかも解らないため、防災工事ということで進めていかざるを得ないと考えている。

【横田委員長】

ちょっと懸念はあると感じるが。

【建設部河川砂防課】

懸念が全くないとは言えないが、来年度着工に向けて鋭意進めている。

【横田委員長】

全員が賛成しないと着工できないということはあるのか。

【建設部河川砂防課】

法律的には全部の総意がなくても着工は可能だが、砂防指定地をかけてその中で事業に必要な用地を買収し施設を建設するという手順になるが、当然、自然への配慮や貴重な動植物への配慮などについて川づくりワーキングや関係団体などと話し合いをしながら進めていくなど、一方的に行うのではなく、事業を行いながら問題の解決を図っていく。

【庄子委員】

最後は意見の相違というか、価値観の相違なので、最後は合わなくても事業を執行す

るとになると思うが、説明されたような経過は全部示しておく必要があると思う。

また、今の状況が調書に記載の予定どおりという、表現が妥当かということは疑問に思っている。

【横田委員長】

aにしているのは、こういう状況にはあるが、29年度の着工は間違いなくいけるとい見通しで、特に問題は生じないということと、着工後はこの計画どおり進むということか。

【建設部河川砂防課】

はい。

但し、着工してもいろいろと話し合いは出てくると思うが、調整を行いながら進めていく。

【横田委員長】

床固工から始めるのか。

【建設部河川砂防課】

床固工を上流の方から実施する。

【内田副委員長】

事業を進めながら解決を図っていくというイメージが解らない。

【建設部河川砂防課】

例えば、環境に配慮したものという意見があれば、既設のスリットを入れるなど、その位置をちょっとずらすなどといったことは、実施段階で対応できると考えている。

また、段階的な施工も可能で、護岸工を先にやって、施設効果などの様子を見ながら実施するという事も出来るかと考えている。

【玉堀委員】

現場において悶着を起こさずに話を聞くという態度で、でも工事は粛々とやりながら、なお、意見は無視しないといことを十分に考えてやっていただくよりないと思う。

【野呂委員】

地域や環境団体の方から意見をいただく中で、施工方法など具体的に変えてきているということでしょうか。

【建設部河川砂防課】

先ほどの上流側の洗掘気味の区間においては、露岩化しているということがわかってきたので、施工方法などを川づくりワーキングの中で提案させてもらって、妥当性を判断していただくなどしており、そういったやり取りは今後も続けていくこととなる。

【野呂委員】

通常の砂防工事よりもしっかり環境配慮は行っているということによいか。

【建設部河川砂防課】

シミュレーションなども行いながら、事前調査など河川改修なみに環境調査もやっており、その分費用は膨らんではいるが、慎重に工事を進めているという状況。

【横田委員長】

事業継続については妥当という判断で良いと思うが、居辺川については環境配慮の問題とかあるいは地元のそういう団体との今後の進め方などについて、少し付帯意見を付けた方が良くと思うので、あとで各委員と相談をさせていただく。

《 当該地区の対処方針 》

【横田委員長】

当該4地区の対処方針については、「事業要望を行うことは妥当」で承認。

○横田委員長担当地区（専決地区）

【建設部河川砂防課】

調書番号

「08-20 火山砂防事業費 タネトンナイ川」

「08-11 河川総合流域防災事業費 豊栄川」

「08-12 河川総合流域防災事業費 十五号川」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

【横田委員長】（補足説明）

タネトンナイ川は、23年度に着手し、必要性や目的、範囲に変更はなく、残すは遊砂地2件を残すのみので、資材・労務単価の上昇による見直しはあったが僅かであり、継続して問題ないと判断する。

豊栄川は、14年度の着手以降進んでおり、事業の目的や範囲などについては変更が

なく、遊水地を作るといふことと単価の見直しなどによって事業費が若干増えているが、残すは遊水地のほか道路橋1橋と掘削工が600m分といふことで、そのまま継続して問題ないと判断する。

十五号川は、平成23年度の着手で進捗率は15%、土木工事についてはまだ着手していない状況だが、下流の直轄河川改修事業と併せて流域の安全性確保を図るといふ必要性については十分理解できることから、29年度に確実に着手し、できるだけ早く終わるよう継続して進めていただきたい。

《 質 疑 》

【野呂委員】

十五号川の直轄区間はキロポスト0.8までとなっているが、この範囲は決まっているものなのか。

【建設部河川砂防課】

十五号川は美瑛川に合流しており、元々樋門工で閉じられていたが、直轄事業で美瑛川を開削して堤防で繋ぐ計画で整備が進んでおり、美瑛川の増水時に十五号川に上がってくる水位を考慮し、その時の影響区間を国の管理区間と決めている。

【野呂委員】

一般的に河川の工事では、国が管理する河川の影響する範囲までが国が整備すべき範囲となっているのか。

【建設部河川砂防課】

そうになっている。

【野呂委員】

今回は0.8kmだけれども、ケースバイケースで範囲が決まるということか。

【建設部河川砂防課】

そうなる。

【野呂委員】

国との協議で決まっているのか。

【建設部河川砂防課】

河川法施行令の2条7号区間といい、国が整備をすべき区間の指定を行い、この区間の位置づけというのが法的に明確になっている。

【野呂委員】

すでに調整は済んでいるということか。

【建設部河川砂防課】

はい。

○横田委員長担当地区（審議地区）

【建設部河川砂防課】

調書番号

「08-08 広域河川改修事業費 ポン川」

【水産林務部水産振興課】

調書番号

「07-01 水産基盤整備事業 北海道南西部地区」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

【横田委員長】（補足説明）

ポン川は、前回大規模な変更ということで既に必要性、事業の内容等については審議を受けており、特に問題はないと考えるが、残事業が多く特に橋梁が60橋もあり、これを全部やるのかということだが、施工の都度、地元の方と協議をして配分をしていくという話であった。

それと、平成5年着工、完了が55年ということで、50年以上このプロジェクトに掛かることになるが、何とか早く終わると良いという議論をヒアリング時にさせていただいている。

水産基盤整備事業は、平成24年の事前評価時に、この事業は本当に必要なのかどうかを議論し、事業の効果が上がっていることを数値で示すよう付帯意見を付けたと記憶。

今回の提案は、報告のあったモニタリングの結果からも効果が出ているようなので、漁場の整備範囲を広げ、より効果のある事業としたいとのこと。

さらにモニタリングを継続して行き、対外的に示していくとのこと。

私としては、妥当ではないかとの判断をしたところ。

《 審 議 》

【野呂委員】

ポン川では、環境団体とのやり取りをしているか。

【建設部河川砂防課】

特段ない。

【野呂委員】

地域に対して情報を出すことは、他の河川と同様にやっているということによいか。

【建設部河川砂防課】

河川を整備する際には、河川整備計画を流域で委員会をつくって検討している。

その際に環境の専門家や学識者、また地域住民の代表の方も参加して、環境への配慮などの議論をしており、役場などで縦覧して一般の人に見てもらい、意見をもらったものを参考にしながら進めていることなど、地域の方々にもある程度周知されていると考えている。

【野呂委員】

50年くらいかかる事業ということで、自治体や地元の方から事業が長引くことに対しての要望とか問題提起とかなかったか。

【建設部河川砂防課】

ポン川本川の改修は平成4年から始まっており、本年度で75%程度の進捗となっている。

実際に55年までかかるのは26年から着手した追加した支川部であり、26年から29年程掛けて整備を進めていくということになっている。

【内田副委員長】

事業効果の便益で、一番金額が大きいのが、漁業外産業への効果となっているがこれは何か。

他産業の効果を上げるのであれば、直接そこに投資した方が良い。

便益として、どういう考えで、どういうふうに算出されているのか説明願う。

【水産林務部水産振興課】

漁獲後の流通過程で発生する便益を見ている。

漁業外としているが、漁業に関連する部分である。

【内田副委員長】

波及効果まで見ているのか。

通常の便益計算では、波及まで見ないのでは。その部分がわからない。

この事業の便益計測項目に入っているのか。

【水産林務部水産振興課】

入っている。

【内田副委員長】

ほかの二つの便益よりも、この、他産業への効果が一番大きい。

【水産林務部水産振興課】

結果的に流通過程での単価アップなどが漁獲便益よりも大きくなった。

【内田副委員長】

投資目的として、漁場整備が効率的かどうかを議論する必要がある。

効果があるのであれば、問題はない。

【水産林務部水産振興課】

ガイドライン的なものが国から示されている。

【庄子委員】

モニタリングの結果を見ても、効果があったようには見えない。

引き続き行うモニタリングでの効果を工夫して書いた方が良い。

それと、アウトカムが就業者一人当たりの生産額となっているが、漁業者が減って、漁獲量も減っていく中で、このアウトカムは妥当なのか。

【水産林務部水産振興課】

水産基盤整備事業は、このアウトカムの指標を押し上げる、いろんな事業の一巻である。

漁業者が減っている状況ではあるが、まずは、漁獲量が減少傾向にあるということ。

北海道全体としての漁業をどう維持していくのか、また、この地区のレベルを上げていかなければならないという問題もあるので、アウトカムにはこれを書いた。

【庄子委員】

モニタリングについてサンプルが一つしかない。そこにお金を掛けるのは妥当ではな

い。

【水産林務部水産振興課】

複数の地区で、何回かに分けて調査をしている。報告のグラフは、資料をシンプルにするため、一例を載せたもの。

【横田委員長】

モニタリングは、今後も継続して重点的に行うということなので、もう少しデータは増える。

【庄子委員】

前回の付帯意見は生きているのか。

【横田委員長】

モニタリングをしてくださいというような内容だったので、生きている。

だから、付帯意見として、有意な差が出るように事業をしっかりと実施することと書くのも良いのでは。

【庄子委員】

付帯意見を付けなかったら、今後の3年間はモニタリングをやらないのか。

【横田委員長】

そうではない。

【水産林務部水産振興課】

10年計画で、モニタリングを実施することとしているので、引き続き行う。

【庄子委員】

それであれば、今回付帯意見を付ける必要はない。

【玉堀委員】

オホーツク地区に比べ、この地区は一人当たりの生産額に著しい差があるが、産物の違いか。ホタテ人気か。

【水産林務部水産振興課】

ホタテや鮭などが主力を占めている海域は、生産額が高い。

【玉堀委員】

この地区は、ヒラメなどの価格が高く、有力な種類かと思うが。

【水産林務部水産振興課】

ヒラメなどの付加価値を高めるため、活締めするなどのソフト面の取組も地元で行っている。

【玉堀委員】

そのような一人当たりの収入アップの取組を行っていることを見えるようにするべき。

《 当該地区の対処方針 》

【横田委員長】

当該5地区の対処方針については、「事業要望を行うことは妥当」で承認。

【10月25日（火）】

○山本委員担当地区（専決地区）

【建設部河川砂防課】

調書番号

「08-02 広域河川改修事業費 雨煙別川」

「08-10 河川総合流域防災事業費 畚部川」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

【山本委員】（補足説明）

畚部川は、事業目的や必要性については問題がなく、附帯工事の取水施設については現在協議中とのことで変更の可能性はあるものの、全ての工種において順調に進んでおり、B/Cによっても問題があるような事業ではなく、継続して事業を実施することに問題はないと判断した。

雨煙別川は、工事的には問題はなく、B/Cが1.32と河川事業としては低いという印象を受けたが、コスト縮減のために近接している橋梁の統廃合の協議を今後進めていくということで、場合によってはこの部分も若干上がる可能性もあり、問題ないと判断した。

《 質 疑 》

特になし

○山本委員担当地区（審議地区）

【建設部河川砂防課】

調書番号

「08-06 広域河川改修事業費 厚真川」

「08-19 通常砂防事業費 セブ川」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

【山本委員】（補足説明）

厚真川は8割方、計画流量の55%が確保されているという状況にある。計画流量の55%で事業を中止した場合どうなるかということ聞いたが、予算額とほぼ同じで全体の3分の2の家屋は守られるが、3分の1は守られないということであった。

また、B/Cが平成23年度評価時よりも大幅に上昇しており、その原因というのが農地面積の増加で、ブランド米をはじめとする農業生産額の増加が非常に評価されており、農地の保全という部分でもこの事業を進める意義があると判断している。

セブ川は、アウトカムの部分で10億円近くかけて農家・人家を4戸保全するとのことで、それだけの価値はあるのかという疑問があったが、結果としてその下流域の土砂や流木の流達抑制というのもあり、それをアウトカムに記載せずにこの調書がそのまま公表された場合は、金額の割にはどうかという疑問を持たれるのではと感じた。

もう一つ、事業が効果をおよぼす地域・対象の中で生活センターがあり、この事業に直接関係はしないが、避難場所としての生活センターがこういった被害を受けるような場所にあること自体に問題があると感じる。市町村の管理だとは思いますが、そういったリスクがある場所に施設を建設しないよう指導をしていただきたいと感じた。

《 質 疑 》

【玉堀委員】

山本委員は、セブ川はアウトカムの表記の方法を改めれば、事業としては継続しても良いという考えか。

【山本委員】

セブ川の事業の進捗状況については、堰堤工や流木保全工は終わっており、あともう少しやれば完了し100%の効果が得られるところまで来ているので、事業継続は問題がないと思うが、調書の表現に問題があるということ。

【玉堀委員】

了解した。

【横田委員長】

調書を書き変える必要があるということか。

【山本委員】

そのように思う。

【横田委員長】

人家4戸以外にも書くことがあると思うので、何を書けるか考えていただくように。

【玉堀委員】

地域・住民の生活保全のようなことを含める方がより解りやすくなる。

【建設部河川砂防課】

保全対象としては、避難場所である公共施設や道道とか市道があつて、そこに架かっている橋梁もあるので、こういった公共施設等を保全することも当然この事業では担っており、その辺を含めて記載するという事で考えたい。

【内田副委員長】

厚真川は、完了年度が平成 56 年ということでかなり延びているが、今、厚真町の人口は大きく減っており、暫定改修の 55%の完成で大体3分の2くらい保全できるという話があつたが、今後今と同じような減り方で推移し、本当に危険なところの人口減が顕著なようであれば、山本委員のいわれている 55%でも十分ということもあるかもしれない。人口を固定して行う今の評価がいいのか、少し議論する必要あると思う。

【建設部河川砂防課】

統計上、町全体の人口が減少していることであるが、流域内では宅地等の開発が行われているところもあり、今後の人口の推移や動向はそういったところの住み替えなども含めてみていく必要があると考える。

また、厚真川全体を見ると、河川の途中に市街地が形成されているとともに、主にこの辺りが畑作や稲作の地帯になっており、そういった農業の基盤を保全するということだが、この事業の目的の中ではウェートが高いと考えている。

【内田副委員長】

人口でいえば厚真町の平均的な人の減り方よりも減らないとか、あと農地の被害防止の効果が大きいということで、問題ないと捉えることはできるのか。

【建設部河川砂防課】

後段の農地のところは問題ない。人口の方は宅地造成などの情報はもっているが、町やこの地区全体の人口の動向まで推計されたものは持ち合わせておらず、間違いないとは言いきれないので、今後の動向をみていくしかないと考えている。

【山本委員】

大きな集落というのはどこにあるのか。

【建設部河川砂防課】

工事区間のほぼ真ん中の厚真大橋の周辺が、地区の中では町役場などがある一番大き

い市街地であり、厚真川は厚真町の中心地の横を流れている河川ということになる。

【内田副委員長】

前の工期から 20 年延びており、もう少し早くできると安心して営農できると思う。

【建設部河川砂防課】

事業の進め方として、厚真川本川の事業延長が 30.6km あり、下流から順次に完成断面で進んでいくと、いつまでたっても地区全体の安全度が上がらないということになるので、55%の暫定断面で整備を進めており、ほぼ終点のところまできている状況で、暫定改修が完了すると流下能力では 55%くらいの安全度になる。

また、上流に厚幌ダムを建設しており、ダムの完成によっても更に安全度が高まるので、工期は長いですが地区の安全度を段階的に高めていくという進め方で行っている。

【横田委員長】

平成 28 年度の施工箇所が終わると、29 年度はどこを施工するのか。

【建設部河川砂防課】

28 年度の上流側の続きを施工し、コブシ橋までいくと全体が終わることとなる。

【横田委員長】

そこまでいくのは何年くらいかかるのか。

【建設部河川砂防課】

平成 30 年を予定している。

【横田委員長】

2 年間でそこまでいくのか。

【建設部河川砂防課】

はい。

【横田委員長】

それが終わったら、下流に戻って 100%でいくのか、それともまた暫定で何かするか。

【建設部河川砂防課】

100%で予定している。用地も全部取得済みで、敷地内で工事を進めていくことになる。

【野呂委員】

計画延長が 35.5km で、護岸工が 92.2km というのはどういうことか。

【建設部河川砂防課】

この川は地質が弱く河岸が欠け易いという状況であるため、兩岸に護岸をしていること、また、高水部の一部区間についても護岸を施工するため、計画区間の 2 倍以上となっている。

【野呂委員】

断面を斜めに緩くしたら護岸工が必要ないということはないのか。急だから全て護岸するというような話ではないのか。

【建設部河川砂防課】

そうではなくて、法面は通常の状態であればそのまま切っただけで安定する勾配になっている。護岸については流水の影響を受けて欠けてくるので保護するという考え方になる。

【野呂委員】

それは地質的にここの土地はそれが必要だということか。他のところはこんなに護岸工をやっているところはないと思うが。

【建設部河川砂防課】

事業を進めていく中で掘削したところがその後の出水などで欠けこんでくるという状況がみられたため、計画を変更し全て護岸を施工するという考えで進めている。

【横田委員長】

セブ川のアウトカムの表記を見直していただくということで、事業計画にかかる今後の対処方針については、妥当ということで判断する。

《 当該地区の対処方針 》

【横田委員長】

当該 4 地区の対処方針については、「事業継続は妥当」で承認。

○全員評価地区

【建設部河川砂防課】

調書番号

「08-03 広域河川改修事業費 久根別川」

(事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明)

《 審 議 》

【横田委員長】

全員評価地区の現地調査の際の議論で、暫定断面で改修が進められ、それが終わった後は100%まで上げて事業を行うのかというところが話題になったが、何か意見があれば伺う。

【山本委員】

下流から暫定で全部整備して、その後は実際に浸水被害があった場合の補償費なりと事業費との兼ね合いで、ここでやめるという選択肢もあるのではという意見を述べてさせてもらった。河川事業全てに関係することだが、そういった考え方はないのか。

【建設部河川砂防課】

久根別川の洪水被害の実績では、平成3年に発生した1120haの被害が一番大きな被害で、事業着手の契機になっており、この洪水を目標として事業を立ち上げている。

進め方の工夫については、他の河川にも共通しているが、全体をみてどのように地区の安全度を上げていったら良いということを考えて、暫定という方法を取り入れている。ただ、目標はきっかけとなった平成3年の洪水であり、それに対する地域の状況に大きな変化がみられない中で、当初立てた目標をこの時点で変更してしまう理由はないものとする。

【山本委員】

平成3年の豪雨が契機ということだが、それであれば毎秒600 m³になっても70%くらいでちょうどいいのではというのがあって、確か明治にすごく大きな雨が合ったということだが、その雨は整備の想定外とする考え方もある。

整備の進め方で暫定という話があったが、暫定整備がひと通り終わった場合、次はどのくらいの規模で下流から進んでいくことになるのか。

【建設部河川砂防課】

厚真川のように大きな川は、一部掘削してそこからまた拵げていくといった進め方が可能だが、久根別川の現況の川幅は広くなく、常に一定の水位がある状況などを考えると、何度も工事をするために閉め切ったりする段取りの方に手間がかかり効率が悪いので、河口の方から完成断面で一気に進めていく方が仮設等にかかる費用や手間も掛からなくてすむため、100%で進めていく計画を考えている。

【山本委員】

了解した。

【横田委員長】

暫定整備が終わるのはいつか。

【建設部河川砂防課】

平成 32 年を予定している。

【横田委員長】

結局は道がやっている河川整備事業全体のお金をどのように振り分けるかというところに来てしまうが、この暫定整備の必要性というのは委員全員理解をしていると思うが、それでは平成 32 年に暫定整備が終わった後に、100%への移行を進めるためにここにお金をつぎ込むのか、あるいは他の河川で暫定をもっと急ぎたいところに集中投資をするのかという議論になると思う。32 年に暫定改修が終わったとき、または次の再評価時に一度振り返って、次に進むかどうかという議論も必要かと思うが、限りある予算を有効に使うということを考えるとその辺りはどのように考えているのか。

【建設部河川砂防課】

限りある予算の中で、毎年どのように全道的に進めていくかというところを色々考えながらやっている状況。

久根別川については、平成 32 年以降も重点的に整備していかなければならないかと考えているが、その時点での道全体の洪水被害の発生状況など、いろいろな要素で進め方という部分が変わってくることもあるので、社会情勢の状況などを見ながら考えていきたい。

また、再評価を 5 年ごとに行うことになるので、その都度その時点の状況において審議していただくような考え方になってくる。

【横田委員長】

そうなるのであろう。内田副委員長、人口減などで何か意見があれば。

【内田副委員長】

私も山本委員の考えと近いものがあるが、社会情勢などがいろいろ変わっているはずなのに、平成4年にできた計画が変わらないという説明がされていたが、人口の張り付き方などが変わっても、今後も100%全部でいかないと駄目だという理由がちょっと判然としない。

【建設部河川砂防課】

事業着手の判断をするときには、家屋などの資産や人命、あとは農地や事業所などというものを基に費用対効果を出して進めている。

人口減だけでは事業の進め方を判断する要素としては大きくないと考えるが、守るべきものがなくなるなど社会情勢の大きな変化があれば、整備の進め方をどうするかといった検討が必要になってくると考える。

【内田副委員長】

守るべきものがある限りはやるという考え方は解った。

あと、先ほど仮設の締め切りをやりながら工事を暫定施工するとコストが増し効率性が悪いという話があったが、その話も100%やるという前提だから成り立つのであって、暫定で終わるという想定があれば違ってくるのではないかと。

【建設部河川砂防課】

例えばこの掘削をするときは、水がずっとある状況なので矢板を入れて締め切って掘削することになる。一回暫定の掘削を締め切って行い、再度完成の掘削を行うとなると、また締め切りをかけて作業をしなければならないということ。

【内田副委員長】

暫定でやめるのであれば、一度で済むのではないのかという話をしている。

【建設部河川砂防課】

2回手間が掛かるといったのは、35%の暫定が終わった後、次どの段階に進むかという話だったため、その段階においては次100%ということも効率性等も含めて総合的に判断してやっている。暫定で終わるということはそれが100%になるので、仮設は一回で済むということになるが、先ほどの説明は今の計画どおりに進める場合にどうするという視点で説明させてもらった。

【内田副委員長】

大きい話として100%が本当に必要かという議論で、その代替案として暫定で止め

るということが出てきている。100%ありきで効率が悪いなどというのはやっぱり話がかみ合っていないような感じがする。必ず100%が必要かというところに皆さん疑問が生じており、平成4年に計画ができた時と状況が変わらないのでこのままいくということに対して、理解ができれば問題ないと思うが。

【建設部建設政策課】

北斗市は、まず人口では函館市のベッドタウンということで、函館の方から北斗市の方に人が流れてきている傾向があり、僅かだが増えている。

要因としては、函館市内での開発が厳しいので、新しい市街地を周辺に求めて区画整理などが久根別川周辺でも行われているということ、また、北斗市では高校生までの医療費を全額無料にしており、小さな子供のいる家族が移住してきているといったことがあって、その傾向はおそらくしばらくは続くだろうということが言える。

それから、ここは非常に優良な農地があり高収入な農家が多くて、農地を借りたいといった需要も大きく、農家が少なくなっていく傾向はあるが、農地利用としての需要は高まっていくといったことが言える。

【建設部河川砂防課】

暫定後の整備の考え方について補足するが、河川改修の計画を立てるときに、河川整備基本方針という将来的な目標を立てるのと、河川整備計画という当面整備する目標を立てるが、道内では土地利用や河川の規模などを考慮し、影響の大きいところは50分の1確率で整備し、規模が小さくて資産が小さいところは30分の1確率での整備と、大きく二つに分けていて、久根別川の最終的に100%で考えている毎秒600m³というのは、50分の1確率の規模になっている。

そういった将来の目標というものが全道で定まっているので、そこに向かってどの程度進めようかということになってくる。

ここについては、流域内の河口の方は、セメント工場などの事業所が建ち並んでおり、それから少し上がったところは新興住宅街、中上流域には米を中心とした農地が形成されており、先ほどの平成4年の雨の洪水をカバーするだけでなく、こういった流域の重要性も含めて、将来形の50分の1確率を目標に最初から取り組んでいくという進め方をとっている。

【山本委員】

50年確率でという話だが、求める時に明治時代の降雨のデータが入っていると思うが、もしそれがなかった場合の50年確率とすると計画流量はどれくらいになるのか。

【建設部河川砂防課】

明治の雨は棄却している。

【山本委員】

であれば、この平成3年のものが連動するデータとしては一番大きいのか。

【建設部河川砂防課】

雨としては、大正15年に24時間146mmとあり、それが最大になっている。

【山本委員】

大正が一番大きいと。それを除いたら次はどうなるか。

【建設部河川砂防課】

次の昭和33年は141mmということになる。

【山本委員】

同じような雨があるということか。

【建設部河川砂防課】

その後昭和56年が140mm、平成4年も131mmとなっており、明治31年がちょっと突出して171mmになっているが、それは除いた中で統計をとって、今の計画は159mmとなっている。

【山本委員】

了解した。

【横田委員長】

河川の計画は、その171mmの雨がどれくらい降り続くという前提か。

【建設部河川砂防課】

これは24時間の雨になる。

【横田委員長】

その雨が24時間続くということか。

【建設部河川砂防課】

そうではなく、24時間の累計、24時間の累積した総雨量となる。

【横田委員長】

時間強度も重要だけれども、何日降り続くという期間も重要なのでは。

【建設部河川砂防課】

雨は2、3時間だったり1日だったりいろいろな降り方をする。過去の統計をみると、久根別川流域の一雨は24時間が概ね支配しているということで、計画の雨の期間を24時間にしている。

【横田委員長】

その171mm/h×24が総雨量ということか。

【建設部河川砂防課】

24時間で171mmということ。

【野呂委員】

説明資料の4ページ目で流量の数値を出しているが、計画の流量毎秒600m³というのに対して毎秒163m³や毎秒128m³など、4分の1くらいの流量で災害が起きているという解釈でいいのか。

【建設部河川砂防課】

推計流量の関係か。

【野呂委員】

流量の毎秒163m³や毎秒128m³で被害が起きている、計画流量が毎秒600m³を想定しているということで、今4倍くらいの流量が100%だったら確保できると想定をされていると思うが、平均すると毎秒150m³程度に対して、計画流量毎秒600m³というのは妥当な数値と考えてもいいのか。

【建設部河川砂防課】

災害時の流量は氾濫した後の川の中で計測した流量になっているので、それを合わせると、ちょっと数字は出てこないが、もう少し大きな流量が流下したと推測される。

【野呂委員】

計画流量毎秒600m³と毎秒163m³というのを比較として考えるのは正しくないということか。

【建設部河川砂防課】

そうなる。直接昭和 56 年 8 月で出水した流量ではなく、氾濫後に現地の痕跡等で調べた流量なので、直接の比較はできない。

【野呂委員】

流量と設計流量があって、今出しているこの流量の数値が比較的そんな大規模な調査もしないで簡易に調べられるのであれば、決壊したときだけではなく、大丈夫だったときの数値も抑えておいて、暫定の時には何%被害が守れて何%駄目だったといったことを定量的に押さえておくと、暫定でいいのか 100%必要なのかという議論が定量的にできるのではないかと。

現地で平常時の川を見ると細くて全然暴れていないように見えるが、しかし工事自体は結構大規模で、本当にこんなに必要なのかという気持ちも若干出るのは事実としてある。

例えば 50 年確率だけれども、10 年に 1 回くらいの雨でも 70%では駄目だということがいえるような仕組みというか、検討ができないかと思うがいかがか。流量という数字はそういうのに変えられないものか。

【建設部河川砂防課】

実績の雨も一つの実績ではあるが、雨がどういった状態で降ったのかということによってもいろいろと左右され、例えば 140mm という雨が降ったとして、流域が乾燥しているときに降ると、流域が湿った状態で飽和になっているときに降るのでは、出方が違ったりするので、この実績の流量だけを基にして比較するというのは、難しいと考える。

【野呂委員】

雨の降り方と流量というのは一体ではないのか。雨の降り方はアメダスなどである程度測っていて、流量の方はぎりぎり大丈夫だとする流量がどれくらいだったというところは解らないのか。

【建設部河川砂防課】

解るが、同じ 140mm の雨が降っても、少ないときもあれば多いときもあるということで、その 140mm の雨と流量の関係は中々一貫性がなく、同じ条件にないので統計をとってみないと解らないが、直接の関連性は見だしにくいと考える。

【野呂委員】

雨量と流量が直接は関連しないというのは解るが、計画している流量毎秒 600 m³に対して氾濫したと思われる毎秒 163 m³が、70%のところまで整備が進んでいたときには氾

濫しなくすんでいる場所もあるかもしれない。そういった整備の効果のようなところをもうちょっと満たしていった方が事業の必要性がはっきりするのではないか。

【横田委員長】

今日の再評価では、これを暫定で止めるとか止めないという結論は出せないが、現地も見させていただいて、本当にフル規格の河川整備が必要なのかというところは、皆さんモヤモヤと思っているところもあるし、結構時間が長いので、整備が全部終わるまでには人口などの社会情勢も変わってくるし、ゲリラ豪雨など雨の降り方も変わってくると思うので、暫定断面がひとまず終わった段階で、次の段階に行くかどうかということ、そのときの道全体の河川事業の優先度も含めて、また議論していただければいいかというふうに考える。

今日の段階では暫定計画のところについてはご要望どおり妥当ということで進めていただいて、その次の段階をどうするのかということについては、そのときのタイミングで、比較検討ができるような資料を用意していただいて、議論をするということで進めていただきたいというような意見を書いた方がいいかと思うがいかがか。

【総務部行政改革課】

付帯意見にはなじまないと思うが。

【横田委員長】

それでは議事概要に残しておくように。

《 当該地区の対処方針 》

【横田委員長】

当該地区の対処方針については、「事業継続は妥当」で承認。

○全員評価地区

【建設部都市環境課】

調書番号

「08-27 都市計画街路事業費 3・3・22 放射4号線ほか1」

(事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明)

《 審 議 》

【山本委員】

現段階では、北海道と函館市で次期区間の延長、整備の話し合いはしているのか。

【建設部都市環境課】

話はしている。

【山本委員】

用地取得で、例えば敷地のどこか一部でも計画する用地に入った場合、その敷地全体が補償箇所ということになるのか。

【建設部都市環境課】

土地の買収については、道路敷地として必要な部分だけの買収ということになり、例えば、四角形の家の隅の三角形部分にだけかかるとしたら、その部分だけの買収となる。

【山本委員】

説明資料の7ページ目の工事の進捗状況で、これだとサッカーグラウンド全面が入っているし、バス会社も全部入っているし、アパートは3件のうち2件はかかっているが、1つは外れているのに、なぜ補償予定箇所になっているのかという疑問がある。

【建設部都市環境課】

大きな長方形はサッカーグラウンドだが、コートの手がかかってもコート全体の機能が損なわれてしまうといった場合においては、コートを丸ごとずらすような補償を含めた土地の買収をすることがある。

【山本委員】

買収ではなく補償ということか。

【建設部都市環境課】

はい。同じくアパートについては、道路の線がかかっていない家屋が、例えばアパートの物置若しくは車庫だった場合は、機能的に空間の配置などから完全移転といった場合もあり得るし、同じく函館バスについても、何台のバスが最大で駐車するかといったことや、車の回転半径等から必要な面積若しくは形などといったことで、必要に応じて補償を含めて土地の買収を行うといったことになる。

【山本委員】

この資料の着色部分は、土地を表記しているか。家屋の補償なのか。

【建設部都市環境課】

この資料は、土地の買収並びに家屋等の物件補償を合わせて表記したもの。

【山本委員】

この図の真ん中左上の、取り付け道路横の 28 年用地補償予定箇所の黄色は道路にかかっていないが何か。

【建設部都市環境課】

取り付け道路の法面にかかっているか、若しくは高低差が生じて出入りができなくて移転といったようなことかと思われる。

【山本委員】

了解した。

【野呂委員】

説明資料 2 ページ目の事業概要 2 の定規図で、整備後に自転車が歩道を走行しているような絵が描かれているが、実際に整備後は自転車がどこを通ることになるのか。

【建設部都市環境課】

特に小学生以下の通学児童若しくは 65 歳以上の高齢者等については、歩道の上も走行できるといったことから、そういった方々は歩道を走行するというで描いている。それ以外の方は、道路交通法からすると車道を走っていただくことになったが、その辺は我々道路管理者と公安との協議の中で道路の使い方を決めていく。

【野呂委員】

それでいくと 5 ページ目の期待される効果の 3 で、幅員改善による歩行者・自転車交通の安全・安心な歩行空間の確保というのはちょっと合わないような気がするが。お年寄りの方とお子さん以外のほかの人は車道を走るのか。

【建設部都市環境課】

一般の方はメインが車道になるが、主な狙いとして、小中学校の通学の安全プログラムの対策ルートということがあり、そういった観点から緑のルートについては重点的に安全の確保を行うよう、歩道の使用についてのすみ分けを図っていく。

【野呂委員】

高校生は対象としないのか。フットボールパークなどがあり、学生も多く使うのでは

ないかと現地を見た限りでは思われる。また、商業施設ができるという話もあり、多様な使われ方をするような場所という気がしており、歩行者や自転車交通も含めてその辺りの配慮にもうちょっと工夫があってもいいのではないか。

【建設部都市環境課】

今後供用に向けて、公安管理者と打ち合わせをしながら、その辺の使い方はより活かされるようにしていく。

【横田委員長】

安全・安心な歩行空間あるいは自転車空間を確保するというのは間違いがないなら、その辺もアウトカムのところに書いたらどうか。

【建設部都市環境課】

そういう整理をする。

【横田委員長】

先ほどの交通量の説明について、内田副委員長、何かあれば。

【内田副委員長】

考え方は妥当だと思う。やり方としては日当たり交通量が交通量OD調査で大体わかっているの、こういう道路ができたなら、そこが最短経路になり交通量が増える。マニュアルどおり計算されていると思うが、渋滞長という点では、推計では計算できないような話なので、ピーク交通量をどう見て出しているのか疑問。ピーク率をどの様に設定しているのか。基本的には1日の交通量を計測して、交通量を時間単位でみないと渋滞長は算出できないはずだが

【建設部都市環境課】

少し専門的な話になるが、交差点解析に使われたデータとしては、平成22年センサスの実測値から得られたピーク率8.5%というものを使っている。

【内田副委員長】

了解した。

【横田委員長】

アウトカムの表現など調書の書き方等に反映していただくところがあるが、事業継続にかかる特段大きな意見はなかったの、今後の対処方針については妥当と認める。

《 当該地区の対処方針 》

【横田委員長】

当該地区の対処方針については、「事業継続は妥当」で承認。

○内田副委員長担当地区（専決地区）

【建設部河川砂防課】

調書番号

「08-22 急傾斜地崩壊対策事業費 泊泊村 16」

【建設部都市環境課】

調書番号

「08-25 都市計画街路事業費 3・4・3 停車場通」

（事業概要等について、資料2に基づき、パワーポイント等にて説明）

【内田副委員長】（補足説明）

泊泊村 16 地区は、直接、被害をかぶる人家が 25 戸あり、財産・人命を守る必要性が高い。ただ、完成の時期が延びているのが気になっており、完成が遅れると効果が縮減していくということと、もう一つはそこに住んでいる人が、当初の計画では 27 年に完成と聞いていたが、もし事業を開始する時点で 36 年になるということであれば、住み替えという選択もあったのではと思う。そういう潜在的に危険なところに住んでいると、その世代は住んでいるのかもしれないが次の世代になど長く見ると、そこに住んでいる人の社会的な移動も起こりうるということが想像され、人命・財産にかかわる事業で緊急性も高いと考えるので、もうこれ以上は遅れないようにやっていただきたい。

停車場通は、ここは泊原発の避難路に指定されており、通常使われる街路という役割だけではなくて、緊急時の重要な役割を担っているということで重要だと考える。

また、一部視距不良箇所があり、必要な基準が満たされていない部分もきちっとやることになる。ただ、都市計画の変更があつて、事業が多少増えているところがあるが、それはいたしかたない費用の増加だと考えられ、平常時、緊急時の役割が大きいということで進めていただきたいと考えている。

《 質 疑 》

【山本委員】

停車場通について、市町村負担が全くないのはなぜか。

国 60%、道 40%で、市町村の生活道路にも関わらず。道道ではないよね。

【建設部都市環境課】

道道である。道内の道道は、道路事業も含めて、道路管理者たる北海道が整備する場合には、補助事業若しくは交付金事業として国費が充てられ、その裏負担として北海道若しくは地方自治体から負担を必要とするが、道所管の道路については、一つの仕切りとして市町村の負担を求めている。

【山本委員】

了解した。

【横田委員長】

来年度竣工予定だが、これまでの進捗率が 67%、まだ 4 億円くらいの事業費が来年度かかることになるが、それは大丈夫か。

【建設部都市環境課】

今予算要求を行っている最中で、必要な額をできるだけ確保するよう努めている。

【横田委員長】

それでは、ひょっとしたら 2 年になる可能性もあるのか。

【建設部都市環境課】

国費あつての事業ということで、その可能性は否定できない状況。

○内田副委員長担当地区（審議地区）

【建設部都市環境課】

調書番号

「08-24 都市計画街路事業費 3・2・330 8丁目通」

「08-26 都市計画街路事業費 3・4・302 大野市街通」

【建設部道路課】

調書番号

「08-01 道路改築事業費 愛別当麻旭川線」

（事業概要等について、資料 2 に基づき、パワーポイント等にて説明）

【内田副委員長】（補足説明）

二つの街路事業については、完了予定が両方とも平成 30 年ということで比較的近いのと、進捗率も金額ベースで見ると 8 割方っており、大野市街通の方は現地調査を行

ったが、小学校がすぐそばにあって通学路になっているが、歩道と車道の境目がよく解らない状況で、冬にはかなり危険という印象もあって、このまま継続していただきたいと考える。

愛別当麻旭川線は、ここも現地を見てきたが、そばに採石場があるので大型車が多く通行しており、また通学路にもなっているため子供がその踏切のところを横断するような状況。見た感じでは大型車混入率が2～3割くらいになると思われるが、ルート上大型車が一時停止位置に止まると、四方の道路をふさいでしまうような状況でほとんどの車が一時停止を行っていないと感じた。また、縦方向から対向車が来ると、多分ぎりぎりに回らないと駄目なので、歩道のところの縁石が削られているような状況もあって、非常に交通安全上問題があるという印象を持った。

また、当麻町役場の職員にも話を聞いたが、合意形成がまず不可能な状況なので、町としては断念せざるを得ないという話を聞き取りした。B/Cは道路事業で珍しく3近いような、非常に公共性の高い事業であり、非常に残念ではあるが、印象としては中止としていくしかないのかという感じを持っている。

《 審 議 》

【横田委員長】

愛別当麻旭川線で踏切横の道路が曲がっているところだが、まっすぐ道路を通せなかったというのは何かがあるということか。

【建設部道路課】

踏切自体が元々ここにあり、JR側から踏切に対して道路の入り方が斜めに入るのは許可してもらえず改良ができなかった。今も若干斜めには入っているが、JRでは線路に対して90度で入るのが基本とされている。

【横田委員長】

角度のついている踏切は他にもあると思うが。

【建設部道路課】

昔からのものはあるが、今はJRとの協議で認めてもらうことが難しい。

【横田委員長】

踏切の所は平面で単に草が茂っているということか。

【建設部道路課】

はい。踏切の幅自体も拡幅が難しい。

【山本委員】

道路をまっすぐにして、踏切に斜めに入るのを特例にしてもらえないのか。
また、それとは別に今までかかった経費はどうなるのか。

【建設部道路課】

まず交差点に係るJRとの協議については、基本的にすごく厳しく、まずは立体交差にしないのかという話しがされるが、立体交差にするとまちづくりの面で空洞化など別な側面での問題も出てくるので町としても望んでおらず、なかなかJRと踏切部分の協議は進まない状況にある。

費用の面については、公共事業の再評価によって中止ということであれば、特段返還という形にはならないと認識している。

【山本委員】

町がやめると言ってきているので、今までかかった分は町に対してお返しくださいというのが筋ではないか。

【建設部道路課】

今回の事業は中止し、交差点について局部的に拡げる計画を考えているが、これまで作成した資料等は合意形成のためのものであり、今後、将来的に別な計画を立てる際にも利用できると考えている。

【山本委員】

それなら中止ではなく、計画変更でやればいいのかではないか。

【建設部道路課】

計画変更をするにしても時間が相当掛かってくるので、計画自体は一度中止とし、まずは局部的な交差点改良を進めたいと考えている。

【山本委員】

バイパスの部分の測量は無駄になったのではないか。その部分は将来的に使わないわけなので、その費用は町に支払ってもらってもよいのでは。

【横田委員長】

そのように返還を求める制度はあるのか。

【建設部建設政策課】

返還を求める制度はないと思われる。これは国と道との関係で成り立っている事業となる。山本委員のご指摘は道に損害を与えているという発想だと思うが、損害賠償請求を町に対して行うかということになる。

【山本委員】

町が危ないからどうかしてくださいという、あくまで町の要望だったのではないのか。

【建設部建設政策課】

町の要望ではあるが、道としても道路管理者としての必要性があったと思う。

【建設部道路課】

町から要望は来ているが、あくまで道が検討した調査結果や設計内容を示した結果、町というより地元住民から受け入れられなかったという状況。

【山本委員】

地元住民が声を上げたとしても、先ほどの説明では町の要望と言っていたが、それであれば町ということにならないか。

【建設部道路課】

1回目、2回目の説明会では、地元住民から概ね了解を得ていたので、住民からも期待されていると考えていた。

【山本委員】

逆に言えば合意形成ができないかもしれないのに、なぜこの事業をやったのだということにならないか。事業を始めた人に責任があるのではないか。

【建設部道路課】

事業着手の段階では合意形成は図られていたと考えている。

【山本委員】

結果として同意が得られていないようだが。

【建設部道路課】

最初の計画段階では平面図の絵を見て町民の方々も事業を捉えられていたと思うが、

徐々に立体の部分が見えるようになってきてから、市街地アクセスの分断が悪くなるといったところで、自分たちが描いていたよりもこの事業はよろしくないのではないかと、いうことを思い始めたものと考えている。

【山本委員】

予想と違うからここまででやめますとなれば、当然そこにいる人が今までかかった費用を払うものではないか。そうでなければこの計画を進めた人がちゃんと責任を取るのではないか。

【横田委員長】

おっしゃることはもっともだが、制度がない以上取れないということではないか。

【建設部道路課】

要望はもちろん町から来ているが、計画自体を作ったのは道であり、それが受け入れられなかったということもあり、やむを得ないという判断をしたところ。

【内田副委員長】

今後、こういうことが起こる可能性がないわけではないと思うので、議事録にきっちり残すべき。

【山本委員】

責任の所在をはっきりさせてそこを説明する必要があるのではないか。

地元の人がという話だけでなく、そうなったのは何故だという原因をはっきりさせておく必要があると考える。

(※山本委員、所用により途中退席のため、後日、執行した費用は、基礎資料作成の費用であり今後に関わるものと補足説明をして承)

【野呂委員】

実施予定計画は現状のままではなくて、結局は少しでも改良するということだが、それが今回の事業は中止として、交差点改良を別な事業を立ち上げてやるというのはなぜか。

【建設部道路課】

局部的な交差点改良は交通安全事業として取り組みたいと考えており、今回の改良事業とは別に切り離して考えている。

【野呂委員】

予算規模は小さくなるが、課題を全てクリアできないまでも何%かでも改良するというので、最終的に中止ではなくて実施計画を変更したという方向にできない理由はなにか。

【建設部道路課】

交差点改良自体は局部的であり、大規模事前評価を受けた当該事業とは異なった内容と考えている。また元々の課題としての踏切部分の危険を完全に解消できないため、切り離して考えている。

【横田委員長】

地元が同意をしていないので中止ということで問題はないと思うが、同じように止めたいといって手のひらを返すようなことがおきても困るので、一度ちゃんと整理をして、例外的にこういうことで中止にしましたということを示しておくのが、他の事業に対しての波及効果を考えると重要かと思う。

【玉堀委員】

工事の着手にあたっては、道も町も良くしよう改善しようというところから始まっており、悪意はどちらにもないということは理解できる。

そこで示した計画について、具体性がない間は皆さん今よりは良くなるということを感じて合意していたと思うが、具体性を帯びてきたところで生じてきた問題なので、ある程度具体性をみて、一番土地を削られるとか犠牲を強いられる人にまず説明をできるように、工事全体を俯瞰する目を持ってこれからは計画をやっていった方がいいと感じている。

【建設部建設政策課】

いずれにしても調査設計だとか物事を進めるにあたって必要なわけであり、一概に損害とも言い切れず、合意形成のために必要な経費だったという認定もできるのかと考える。

【玉堀委員】

ちゃんと過程を踏んでいるということだろう。

【建設部建設政策課】

丁寧なプロセスだったという見方もできると思う。

【野呂委員】

今後、同じことが起こる可能性がないわけではないと思うので、責任というよりも原因というか、検討の段階で3回目の説明会でだめだとなった何かがあるかと思う。もしかしたらプロセスの中で原因があった可能性もあるので、例えば最初の説明の段階でどこまでの範囲の方に説明し、どこまでの構造を見せたらいいのかとか、きちんと今後に反映するために検討していただいた方がいいかと思う。

【建設部道路課】

このような結論を出さなくてはいけなくなるということは想像していなかったが、今回を糧に十分注意して事業を進めて行きたいと考える。

【横田委員長】

それでは、報告事項とか付帯意見とかいう話ではなくていいと思うが、調書の必要性のところで、当麻町から中止要望があったことから事業計画を中止するというところを、もっと丁寧に書いていただきたい。

要望があって道としてもきちんと検討して代替案なども探ったが、当面すぐにできないので一度中断をして、交差点の改良も含めて別な方法を考えるというような丁寧な説明をしておかないと、中止の要望をすればいつでも止められるということとは違うので。

【建設部道路課】

了解した。

《 当該地区の対処方針 》

【横田委員長】

当該地区の対処方針については、急傾斜地事業1件及び街路事業3件については、「事業継続は妥当」で承認。

道路事業1地区は、「事業中止は妥当」で承認。

砂防事業1地区について付帯意見をつけるということで、平成28年度公共事業再評価地区32地区については、事業継続に係る今後の対処方針は妥当と認め知事に報告させて頂く。

【総務部行政改革課】

(議事概要に記載する意見について委員に説明)

【建設部建設政策課】

河川事業の意見について、何を検証するか到達点が難しいところもあるので、事務局に預けさせて頂いて確認するという事か。

【横田委員長】

久根別川に絞るということで良いと思う。

(※付帯意見については、委員会終了後に協議、さらに後日、付帯意見及び議事概要に記載する意見について、委員長及び各委員と調整、確認し決定)

3 その他

4 閉会